

初めての選挙！

18歳になったら選挙に行こう！！

～群馬県知事選挙及び

第25回参議院議員通常選挙の巻～

【投票日はいつ？】

令和元年7月21日（日）です。

【私は投票できるの？】

今回の選挙では、平成13年7月22日生まれの人まで投票できます。また、基準となる日（令和元年7月3日）までに、引き続き3か月以上住所を置いている必要があります。したがって、平成31年4月3日以前から前橋市に住民登録している人が前橋市で投票できることとなります。

【投票に行くにはどうしたらよいですか？】

投票できる人には投票所入場券が届きます。投票用紙ではなくて入場券なので、万一届かなかったり、なくしたりしても投票所の係員に話せば投票できます。入場券に投票日とあなたの投票所が書いてありますので、確認してみてください。下の見本のとおりに同じ世帯4人分までは、世帯主宛の1通のハガキで届きます。

○入場券見本（群馬県知事選挙 白地に青）

<p>選挙事務</p> <p>前橋支店 料金後納 郵便</p> <p>投票所入場券在中</p> <p>371-8601</p> <p>前橋市大手町二丁目 12番1号 前橋 太郎</p> <p>投票日当日の投票所は</p> <p>7月21日は ○群馬県知事選挙</p> <p>○前橋市 選挙管理委員会</p> <p>投票時間：午前7時～午後7時まで 矢印からゆっくと開いてください。</p> <p>②「投票のお知らせ」 ①「投票所入場券」</p>	<p>群馬県知事選挙</p> <p>投票所入場券</p> <p>入場券は必ずご本人がお持ちください。</p> <table border="1"><tr><td>投票区</td><td>001</td><td>名簿番号</td><td>3</td></tr><tr><td>氏名</td><td>前橋 一郎 様</td><td>名簿対照</td><td>1 ***</td></tr><tr><td>投票日</td><td>令和元年 7月21日 (日)</td><td>投票時間</td><td>午前7時～午後7時まで</td></tr><tr><td>投票所施設名</td><td colspan="3">桃井小学校</td></tr><tr><td>投票所施設所在地</td><td>大手町二丁目16-4</td><td>到着番号</td><td></td></tr></table> <p>投票日当日は、記載の投票所に限り投票できます。</p>	投票区	001	名簿番号	3	氏名	前橋 一郎 様	名簿対照	1 ***	投票日	令和元年 7月21日 (日)	投票時間	午前7時～午後7時まで	投票所施設名	桃井小学校			投票所施設所在地	大手町二丁目16-4	到着番号		<p>群馬県知事選挙</p> <p>投票所入場券</p> <p>入場券は必ずご本人がお持ちください。</p> <table border="1"><tr><td>投票区</td><td>001</td><td>名簿番号</td><td>1</td></tr><tr><td>氏名</td><td>前橋 太郎 様</td><td>名簿対照</td><td>1 ***</td></tr><tr><td>投票日</td><td>令和元年 7月21日 (日)</td><td>投票時間</td><td>午前7時～午後7時まで</td></tr><tr><td>投票所施設名</td><td colspan="3">桃井小学校</td></tr><tr><td>投票所施設所在地</td><td>大手町二丁目16-4</td><td>到着番号</td><td></td></tr></table> <p>投票日当日は、記載の投票所に限り投票できます。</p>	投票区	001	名簿番号	1	氏名	前橋 太郎 様	名簿対照	1 ***	投票日	令和元年 7月21日 (日)	投票時間	午前7時～午後7時まで	投票所施設名	桃井小学校			投票所施設所在地	大手町二丁目16-4	到着番号	
	投票区	001	名簿番号	3																																						
	氏名	前橋 一郎 様	名簿対照	1 ***																																						
	投票日	令和元年 7月21日 (日)	投票時間	午前7時～午後7時まで																																						
投票所施設名	桃井小学校																																									
投票所施設所在地	大手町二丁目16-4	到着番号																																								
投票区	001	名簿番号	1																																							
氏名	前橋 太郎 様	名簿対照	1 ***																																							
投票日	令和元年 7月21日 (日)	投票時間	午前7時～午後7時まで																																							
投票所施設名	桃井小学校																																									
投票所施設所在地	大手町二丁目16-4	到着番号																																								
<p>群馬県知事選挙</p> <p>投票所入場券</p> <p>入場券は必ずご本人がお持ちください。</p> <table border="1"><tr><td>投票区</td><td></td><td>名簿番号</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td>(この部分は不要です)様</td><td>名簿対照</td><td>1 2</td></tr><tr><td>投票日</td><td>(日)</td><td>投票時間</td><td></td></tr><tr><td>投票所施設名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>投票所施設所在地</td><td></td><td>到着番号</td><td></td></tr></table> <p>投票日当日は、記載の投票所に限り投票できます。</p>	投票区		名簿番号		氏名	(この部分は不要です)様	名簿対照	1 2	投票日	(日)	投票時間		投票所施設名				投票所施設所在地		到着番号		<p>群馬県知事選挙</p> <p>投票所入場券</p> <p>入場券は必ずご本人がお持ちください。</p> <table border="1"><tr><td>投票区</td><td>001</td><td>名簿番号</td><td>2</td></tr><tr><td>氏名</td><td>前橋 花子 様</td><td>名簿対照</td><td>*** 2</td></tr><tr><td>投票日</td><td>令和元年7月21日 (日)</td><td>投票時間</td><td>午前7時～午後7時まで</td></tr><tr><td>投票所施設名</td><td colspan="3">桃井小学校</td></tr><tr><td>投票所施設所在地</td><td>大手町二丁目16-4</td><td>到着番号</td><td></td></tr></table> <p>投票日当日は、記載の投票所に限り投票できます。</p>	投票区	001	名簿番号	2	氏名	前橋 花子 様	名簿対照	*** 2	投票日	令和元年7月21日 (日)	投票時間	午前7時～午後7時まで	投票所施設名	桃井小学校			投票所施設所在地	大手町二丁目16-4	到着番号		
投票区		名簿番号																																								
氏名	(この部分は不要です)様	名簿対照	1 2																																							
投票日	(日)	投票時間																																								
投票所施設名																																										
投票所施設所在地		到着番号																																								
投票区	001	名簿番号	2																																							
氏名	前橋 花子 様	名簿対照	*** 2																																							
投票日	令和元年7月21日 (日)	投票時間	午前7時～午後7時まで																																							
投票所施設名	桃井小学校																																									
投票所施設所在地	大手町二丁目16-4	到着番号																																								



参院選の入場券は、白地に緑だよ！

入場券に書いてあること。

- ・選挙の種類、あなたの投票所、投票時間
- ・期日前投票所の場所と投票時間 など

※投票日の当日は、入場券に記載された投票所に限り投票することができます。

【どうやって投票するの？】

入場券を持って投票所に行きましょう。入場券が届かなかったり、なくしたりしても投票できます。

投票所での流れ（下の図と併せて確認してください。）

①まずは受付で入場券を渡します。

②③名前を呼ばれるので応答しましょう。

選挙人名簿に載っているか確認ができると、投票用紙が渡されます。

④投票記載所で投票したい候補者名等を書きます。

◎県知事選挙の場合、投票する候補者の氏名を記入してください。

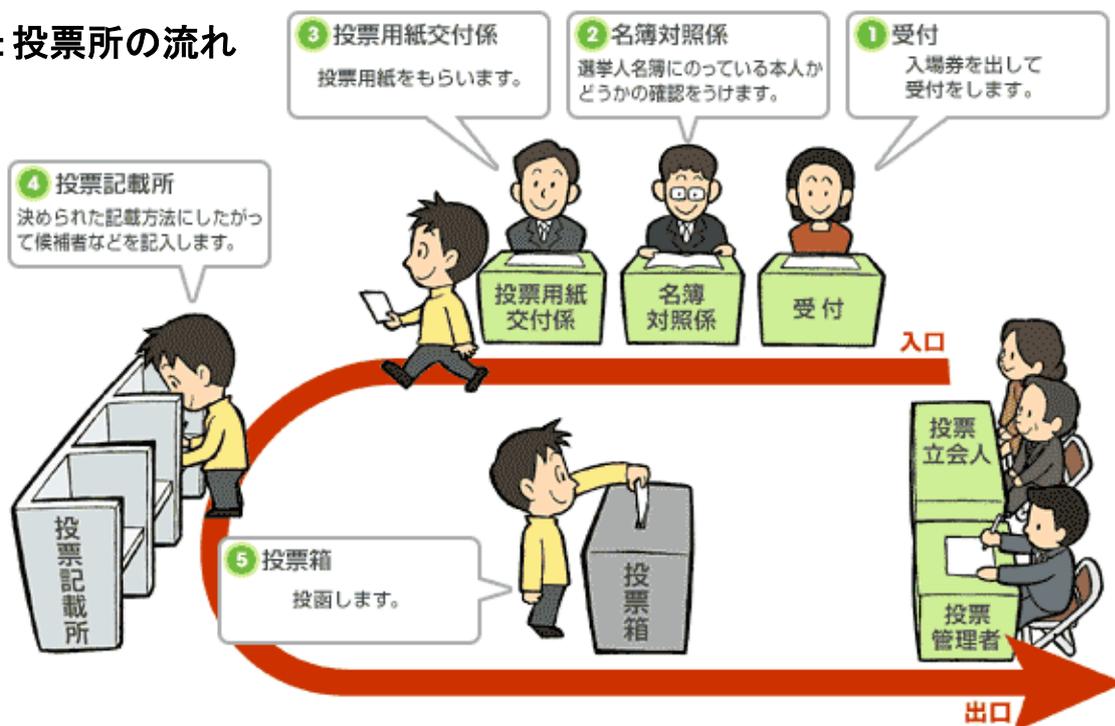
◎参議院議員選挙（群馬県選挙区）の場合、投票する候補者の氏名を記入してください。

◎参議院議員選挙（比例代表）の場合、候補者の氏名又は政党等の名称若しくはその略称を記入してください。なお、「優先的に当選人となるべき候補者の氏名」を記載した投票は、政党等の有効投票となります。

⑤投票箱に投函します。

⇒これで投票はおしまいです。思ったよりも簡単でしたね！お疲れ様でした！

図：投票所の流れ



【投票日に予定があつて行けません。投票できますか？】

安心して下さい！前もって投票できる**期日前投票**という制度があります。期日前投票は、どこの投票所でも投票できます。その場合、「宣誓書」という書類に、本人であることの確認と当日投票に行けない理由を書きます。

前橋市の期日前投票所は、下の図のとおりです。

期日前投票		市内17か所で午後8時まで
場所		投票日及び投票時間
前橋市役所(1階市民ロビー)		7月5日(金)～20日(土) 午前8時30分～午後8時
支所	城南、大胡、宮城、粕川、富士見	7月15日(月)～20日(土) 午前9時～午後8時
市民サービスセンター(公民館)	上川淵、下川淵、芳賀、桂萱、東、元総社、総社、南橋、清里、永明	
前橋プラザ元気21(3階)		

【まとめると・・・】

- ・ 入場券を持って投票に行こう！でも、なくても投票できるので安心して下さい！
- ・ 投票当日に投票に行けない人は、期日前投票を利用しましょう。
- ・ 分からないことがあれば、投票所の係員に聞いてください。

まちの未来をより良くするために、皆さんの意見が必要です。

18歳になったらぜひ投票に行ってみてください。

皆さんと投票所でお会いできるのを楽しみにしています！

【参考になるウェブサイト】

前橋市選挙管理委員会

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/gyosei/7/index.html>



「明るい選挙」キャラクター
選挙のめいすいくん

【お問い合わせは】

前橋市選挙管理委員会事務局

前橋市大手町二丁目12-1

027-898-6742 (直通)

senkan@city.maebashi.gunma.jp